

令和元年三重県議会定例会
予算決算常任委員会 総務地域連携分科会説明資料
目次

◎議案補充説明

1 議案第3号

令和元年度三重県一般会計補正予算（第2号）【地域連携部関係】・・・・・・・・・・ 1

2 議案第10号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案・・・・・・・・・・ 4

令和元年6月19日
地域連携部

1 議案第3号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第2号）

【地域連携部関係】

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第2款 総務費	12,001,594	320,914	12,322,508
合 計	12,001,594	320,914	12,322,508

令和元年度一般会計補正予算(第2号) 項目一覧表

(単位:千円)

款 項 目	事 業 目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補 正 の 概 要
一般会計 (第2款)		12,001,594	320,914	12,322,508	
総務費 (第6項)		12,001,594	320,914	12,322,508	
地域振興費 (第1目)		7,314,513	312,914	7,627,427	
地域振興費		4,081,048	290,157	4,371,205	
	木曾岬干拓地整備事業費				
	木曾岬干拓地整備事業費	1,043,415	282,507	1,325,922	木曾岬干拓地の上水道施設整備に要する負担金の増
	移住促進事業費				
	移住支援事業費	0	7,650	7,650	雇用経済部が開設するマッチングサイトを通じて、東京圏から県内企業等に就職した移住者を対象に、市町と連携して移住に必要な費用の支援を行うための経費の増
(第2目)					
市町振興費		893,382	7,472	900,854	
	市町振興費				
	スマート自治体促進事業費	0	7,472	7,472	AI・RPA導入に向けた県・市町の検討会議の運営やRPA導入マニュアルの作成に要する経費の増
(第3目)					
情報対策費		1,315,166	11,598	1,326,764	
	情報ネットワーク及び行政情報システムの整備と適正な運用事業費				
	情報ネットワーク維持管理費	291,364	11,598	302,962	次期情報ネットワークの再構築に係る調達・設計に要する経費の増
(第4目)					
交通政策費		478,558	3,687	482,245	
	高速鉄道ネットワーク形成事業費				
	リニア中央新幹線関係費	6,060	2,940	9,000	リニア中央新幹線の県内駅設置等に向けたデータ等の収集・整理を行うとともに、県民等への気運の醸成を図るための経費の増
	生活交通活性化促進事業費				
	地方バス路線維持確保事業費	272,067	747	272,814	車を持たない高齢者等の円滑な移動手段確保の検討等に要する経費の増
(第12項)					
スポーツ推進費 (第1目)		3,013,158	8,000	3,021,158	
スポーツ推進費		2,335,679	8,000	2,343,679	
	地域スポーツ推進事業費				
	東京2020大会に向けた「オール三重」推進体制構築事業費	28,118	8,000	36,118	東京2020オリンピック聖火リレーの準備に要する経費の増

令和元年度三重県一般会計補正予算(第2号)債務負担行為一覧表

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
三重県情報ネットワーク再構築及び運用保守 業務委託に係る契約	令和2年度～令和7年度	1,074,247
聖火リレー運營業務委託に係る契約	令和2年度	98,761

議案第十号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和元年六月三日

三重県知事 鈴木英敬

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、同法第八十九条第三項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた者（以下「臨時選挙管理委員」という。）、選挙長（職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。）、選挙分会長（職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。）、審査分会長（職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。）、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの（以下「一般職に属する県職員」という。）のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない（その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。）。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第四項の規定に基づき、同法第八十九条第三項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた者（以下「臨時選挙管理委員」という。）、選挙長（職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。）、選挙分会長（職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。）、審査分会長（職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。）、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの（以下「一般職に属する県職員」という。）のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない（その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。）。</p>

<p>一 臨時選挙管理委員 一日につき 八千九百円</p> <p>二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき 一万八百円</p> <p>三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 一日につき 八千九百円</p>	<p>一 臨時選挙管理委員 一日につき 八千八百円</p> <p>二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき 一万六百元</p> <p>三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 一日につき 八千八百円</p>
--	--

附 則

この条例中第二条の改正規定は公布の日から、第一条の改正規定は令和二年四月一日から施行する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、選挙長等の報酬の額を改定するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。